

第4章 青少年育成の施策展開

1 施策体系図



2 青少年のライフステージに応じた特性と課題と施策展開

(1) 乳幼児期（就学前）

- 乳幼児期は、親など特定の人との関わりを中心に、人間への基本的信頼と愛情を育てながら、物事への認知や情緒を発達させ人格を形成していく礎となる時期であり、また、基本的生活習慣の基礎を築く時期でもあります。
- 子ども自身が、「安心できる・安全である・愛されている」と感じる事が何よりも重要であり、睡眠や食事が保障されるとともに、発達段階に応じた豊かな遊びができる環境づくりが必要です。
- この時期の子育ては、親の負担が大きく、ストレスを感じやすいことから、子育て家庭に対して、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな支援が望まれます。

(2) 学童期（小学生）

- 学童期は、後々の成長の基礎となる体力や運動能力を身に付け、基礎的な学力を養い、多様な知識・経験を蓄積する時期です。家族中心の生活から集団中心の生活へと進み、仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会的意識を獲得する時期でもあります。
- 学校教育はもちろんのこと、家庭と地域社会が連携して、あいさつの励行や居場所づくりなどに取り組み、地域の中で子どもたちを健やかに育むことが必要です。

(3) 思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）

- 思春期は、子どもから大人へと成長していく過程の中で、自己を確立するために模索する時期であり、心身の成熟とともに精神的に揺れ動く、不安定で様々な悩みを抱える時期でもあります。
- 思春期保健の取組や相談体制の充実により子どもたちの成長を支えるとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用等の防止対策などを通じ、心身の健康な発達を促す必要があります。
- 社会的自立に向けて、確かな学力の育成を図り、社会生活全般に関する知識・技能を身に付けるとともに、職業意識を高める必要があります。
- 大人たちは、子どもたちの成長・発達する力を信じ、子どもたちの試行錯誤や問題行動もこのような視点から受け止めることが必要です。

(4) 青年期（18歳頃から30歳頃まで）

- 青年期は、親の保護から独立して、自立した生活を営む「大人」へと移行していく時期です。社会の現実につづかり、時には、展望をなくしたりあきらめたりすることもあります。
- こうした青年期には、就職情報の提供や職業適応能力等の育成を通じ、経済的・精神的・社会的な自立を応援する必要があります。
- 生涯を通して、自らの向上のために学ぶ心や社会に貢献する意識を育成することも必要です。

(5) ポスト青年期（30歳頃から40歳未満まで）

- ポスト青年期とは、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者を言います。
- こうしたポスト青年期には、幅広い学習者の要請に対応し、生涯学習機会を充実させるなど、専門的知識・技術の習得を応援する必要があります。
- 円滑な社会生活を営む上で困難を有する若者に対しては、教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした発達段階に応じた支援を行うことが必要です。

3 計画の柱立て

本計画の基本理念に基づき、次のとおり基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本理念 I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

基本施策 1 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】

青少年が心身ともに健全に成長するためには、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」等、望ましい生活習慣の確立と他者を尊重する心や感謝する気持ち、倫理観を育成すること等が大切です。

また、子どもの生活の基盤は家庭にあります。家庭が心安らく居場所となるよう、親子での活動やスキンシップ、会話などを通じてコミュニケーションをとるよう心がけ、子どもが自立できるように必要な力の素地を培うことが大切です。子どもを信頼するとともに、青少年の行動や考え方に関心を持ち、理解しようと努めることが、非行などの問題行動の防止にもつながります。

〈施策〉

- ① 心身の健やかな成長の促進
- ② コミュニケーション能力や人権感覚の育成
- ③ 多様な活動機会の提供
- ④ 確かな学力の育成

基本施策 2 社会にはばたくための力の育成【社会参画】

高度情報化社会の中、人間関係の希薄化が指摘されています。家庭や学校、地域が連携して多様な交流機会や各種の体験活動を提供し、青少年のコミュニケーション能力や社会性を高めることが重要です。加えて、多くの情報を的確に取舍選択し、自分で判断できる能力の育成が重要です。

また、国際社会の一員として、幅広い視野を持ち、国際理解を進めることが必要です。相互理解に立った差別のない公平な社会をめざし、生涯を通じて人権感覚の育成を図ることが必要です。

〈施策〉

- ① 地域社会への参画と人材育成
- ② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成
- ③ 職業的自立に向けた就労支援

基本理念 II 困難を抱える青少年とその家族への支援

基本施策 3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】

近年、青少年をめぐる環境が複雑化し、ニート¹³やひきこもり、不登校、非行等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の問題が深刻な状況にあります。

また、特別な支援を要する青少年や外国人住民の増加にともない、外国にルーツを持つ青少年及び保護者への対応も重要になっています。

こうした個々の困難な状況に幅広く対応するためには、様々な視点から多様な支援をしていくためのしくみを構築し、多くの人たちが協力することによって、それぞれの専門性を活かした支援を連携して行うことが求められます。

〈施策〉

- ① 不登校・中途退学対応の充実
- ② ニート・ひきこもり支援の充実
- ③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実
- ④ 障がい等のある青少年支援の充実
- ⑤ 子どもの貧困対策の推進
- ⑥ ネットワークによる総合的支援の推進

基本施策 4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保護】

子どもは、突然、理不尽な犯罪の被害者となったり、あるいは、子ども自身の考えの未熟さから、被害者となりかねない危険な行為を自らが行ったりして被害を招く場合、また、犯罪の被害者となったことを子ども自身が気づかない場合などがあり、その精神的な影響の軽重も様々です。中には、心に深い傷を負ったまま立ち直りに困難を極める子どもも少なくありません。

犯罪の被害に遭っている子どもをできる限り被害が軽いうちに発見し、適切な保護を行い、立ち直ることができるよう支援を行うことが必要です。また、子どもが犯罪の被害者とならないように、自主防犯能力を身に付けられるようにすることが必要です。

〈施策〉

- ① いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進
- ② 犯罪被害防止と保護活動の推進
- ③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

13 【ニート】 「Not in Employment, Education or Training」の頭文字をとって「NEET」。職に就かず、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指す言葉。

基本理念 Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

基本施策 5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】

青少年が次代の社会を担う者として自立した社会人へと成長することは、すべての県民の願いであり、青少年の育成支援は、家庭・学校・職場だけでなく、地域社会で取り組むべき問題です。また、青少年と大人がともによりよい地域づくりをめざすパートナーとして、今まで以上に強いつながりを持って行くことが大切です。このため、青少年育成機関・団体、ボランティア等、地域の様々な主体が連携し、青少年育成を進める必要があります。

〈施策〉

- ① 子育て支援体制の整備
- ② 家庭の教育力向上のための支援
- ③ 地域と連携した学校づくりの推進
- ④ 地域全体で青少年を育む意識の向上
- ⑤ 地域の人材活用と担い手養成及び支援の充実

基本施策 6 社会環境健全化の推進【環境整備】

登下校中の子どもが、連れ去りや誘拐等の犯罪被害に遭う事案が全国的に発生しています。通学路や子どもたちが利用する道路等の安全点検等を通じて、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを進める必要があります。さらに、犯罪が発生した際には、早期に行為者に指導を行い、更なる犯罪の未然防止を図ることが大切です。

地域住民が、地域の環境に関心を持ち、子どもの健全育成に理解を深め、有害環境の浄化活動に協力することが重要です。また、企業や事業者に対しても地域社会の一員として、青少年の健全育成に貢献するための取組が進められるように啓発することが必要です。

高度情報化社会の中では、子どもが多くの情報を選択し、適切に取り扱うことのできる能力を育成することが必要です。加えて、違法有害な情報から子どもを守る為の取組を地域が連携して行う必要があります。

〈施策〉

- ① 安全安心な地域づくりの推進
- ② 有害環境の浄化対策の推進
- ③ インターネット等をめぐる問題対策の推進

4 施策の具体的な内容

基本理念 I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

基本施策 1 健やかな心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】

施策 ① 心身の健全な成長の促進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 生活習慣の確立
- 学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- 未就学児への運動遊びの推進
- 子どもたちの体力づくりの推進
- 妊娠・出産・育児や性に関する教育の推進
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- 健康教育の推進
- 自死対策の充実

◇施策の目的

- 子どもが心身ともに健全に成長するために必要な、「適度な運動」「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」等、望ましい生活習慣の確立と食育、子どもたちの体力づくりの推進を図ります。
- 子どもの生活の基盤は家庭にあります。家庭が心安らく居場所となるよう、親子での活動やスキンシップ、会話などを通じてコミュニケーションをとるよう心がけ、子どもが自立できるように必要な力の素地を培います。
- 子どもを信頼するとともに、子どもの行動や考え方に関心を持ち、理解しようと努め、非行などの問題行動の防止をめざします。

◇現状と課題

- ・現代社会における情報化の進行や価値観の多様化は、社会生活や家庭の生活様式にも影響を与え、子どもの生活習慣に対する価値観や考え方も多様化しつつあります。子どもたちの生活リズムの向上を図る必要があります。
- ・栄養バランスのよい、地場産物を活用した学校給食の充実や食育の推進等を通して、食に関する知識、食を選択する力、食べ物のおお切さやマナー、地域の人など食物の生産に関わる人々への感謝の心など、たくさんのおことを学ぶことができます。栄養教諭を中核として学校、家庭、地域が連携して、食育の充実を図る必要があります。
- ・小学校入学時点で、姿勢保持ができない、重心が移動するとバランスが保てない等の子どもの様子が見られます。幼児が運動の楽しさを体験し、運動がを好きになるようにする必要があります。
- ・社会環境・生活環境の変化が影響のため、体力数値のピークであった S61 年の記録に及ばない状況が続いており、運動が得意な子どもでも、様々な遊びの経験不足から特定の動作や運動が身に付いていない状況があります。体育の授業力向上や運動遊びを学ぶための教員の研修機会が必要です。
- ・子どもや若者に対して、家庭を含めた将来のライフプラン設計や、性、結婚・妊娠・出産、さらには家庭をはじめとする社会全体で産まれた子どもを見守り、育てることの理解を深め、自ら考える機会を設ける必要があります。

- 喫煙や飲酒経験のある中高生で薬物乱用経験のある生徒の割合は、喫煙や飲酒経験のない生徒で薬物乱用経験のある生徒の割合よりも高くなっています。
- 子どもたちへの効果的な教育や、子どもたちを取り巻く周囲への啓発等により、20歳未満の者の飲酒や喫煙、大麻等の薬物乱用を防ぐ取組を、関係機関と連携し進めていくことが必要です。
- 学校保健を推進していく上で組織の中で中心的役割を果たす保健主事や養護教諭の役割が不十分のため組織としての学校保健推進体制が確立されていない学校もあります。学校における健康教育やがん教育を推進するため養護教諭、保健主事の資質向上が必要です。
- 県民誰もが当事者となり得る重大な問題である自死について、関係機関と連携しながら対策を推進していく必要があります。

◇施策の方向性

- 健康の三原則である「適度な運動」、「バランスの取れた食事」、「十分な休養と睡眠」を生活習慣として確立していく必要性を啓発し、望ましい生活習慣の定着を図ります。また、生活リズムの向上を図るため、長時間の電子メディア接触に対するルールづくりの必要性の啓発を行います
- 研修や学校訪問を通して、食育の重要性や学校全体で取り組む食育推進の必要性を啓発します。また、学校給食を「生きた教材」として、朝食の喫食の重要性や栄養バランスのよい食事などについての理解を深め、実践できるように栄養教諭等に働きかけます。給食運営や衛生管理についての組織的に運営を行い安全で安心な学校給食を提供できるよう取組を行います。
- 幼児期から、多様な運動経験を重ねていくことの重要性を研修会等で継続して伝えます。また、保育所、幼稚園及び小学校が連携して取り組める運動好きな子どもを育てるためのプログラムや、県レクリエーション協会と連携して子どもに親しみやすい運動プログラムを提供します。
- 体育の授業について、教員の指導力を向上させるための研修の内容充実を図ります。また、PDCAサイクルに基づいた体力向上の取組の工夫改善が進むよう学校全体で共通理解を図るよう働きかけます。そのために、小・中学生の体力づくりに係る大学教授等専門家の団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上をめざした授業の充実のための学校訪問や運動プログラムの実践等の取組を推進します。
- 子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義、妊娠や出産に関する医学的知識、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供します。
- 20歳未満の者の飲酒や喫煙は法律により禁じられており、これに加えて大麻等の薬物乱用は成長段階にある青少年の身体と心に悪影響を及ぼすことの周知啓発を強化します。引き続き、啓発媒体の作成や配布、効果的な教育の実施、販売時の年齢確認の徹底等を図ります。
- 児童生徒が心の健康に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識等を身に付けられるよう、養護教諭の参画や学校保健計画策定の手引に基づき、保健主事の役割を明確化するとともに、それを活用した学校保健計画の策定を進めるよう研修等を通して周知・啓発を図ります。また、新学習指導要領に対応する学校におけるがん教育の実施について周知・啓発を行います。
- 継続して総合的な自死対策に取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
54	○子どもの健康づくり事業	54	○若年層への結婚・妊娠・出産等に関する啓発
	○食育推進事業		○たばこ対策
	○食育推進基盤整備事業		○薬物乱用防止啓発事業
	○子どもの体力向上支援事業	55	○自死総合対策事業
	○地域のエイズ対策に係る普及啓発活動事業		

施 策 ② コミュニケーション能力や人権感覚の育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 「しまねのふるまい」の推進
- 地域全体での人権教育の推進
- 情報活用能力の育成
- 男女共同参画社会に向けた取組
- 情報モラル¹⁴の育成と保護者への啓発の推進
- グローバル化に対応するための言語能力の育成及び多文化共生意識の醸成

◇施策の目的

高度情報化社会の中、人間関係の希薄化が指摘されています。

- 社会の中で生きていくために必要な基本的な「ふるまい」の定着を図ります。
- 多くの情報を的確に取舍選択し、自分で判断できる能力の育成をします。
- 国際社会の一員として、幅広い視野を持ち、国際理解を進めます。
- 相互理解に立った差別のない公平な社会をめざし、生涯を通じて人権感覚の育成を図ります。

◇現状と課題

- ・子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を図るため、学校・家庭・地域と連携した、県全体での定着に向けた取組を行ってきました。その取組の中から、幼児期から小学校低学年での確実な「ふるまい」の定着の必要性が浮き彫りになりました。
- ・GIGAスクール構想¹⁵により1人1台端末が整備されICT¹⁶を活用した学習活動が実施される中、ICTを効果的に活用した授業づくりの充実を図る必要があります。
- ・子どもや若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。さらに、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻になっています。
- ・グローバル化に対応した若者のリーダーシップ能力の育成、異文化理解の意識醸成が課題です。
- ・各学校においては、授業の中でALT¹⁷や地域に住む外国人、CIR¹⁸等を活用し、児童生徒が様々な人と交流する場を設け、国際理解の推進を図っています。

14【情報モラル】 情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度のこと。他者への影響を考え、人権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること

15【GIGAスクール構想】 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するための施策

16【ICT】 Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと

17【ALT】 Assistant Language Teacher の略。日本人の教員と協力して、外国語科の授業でチーム・ティーチング（共同授業）等を行う外国人指導助手のこと

18【CIR】 Coordinator for International Relations の略。県や市町村役場において地域の国際交流事業等を進める外国人職員のこと

- ・外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の了解を得た上で、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなどし、多文化共生の学校・学級経営を推進していく必要があります。
- ・人権啓発イベントの実施は、人権課題への関心や人権意識の高まりに寄与していますが、県民がより参加しやすいものとなるよう啓発活動や人権研修の実施方法に工夫が必要です。
- ・人権啓発や人権教育は、市町村及び市町村教育委員会と連携して進めていますが、地域によって実態や課題は多様であり、地域のニーズに合った取組を進めることが課題となっています。
- ・地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け啓発事業に取り組んできましたが、男女の地位が平等だと思ふ人の割合や固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合は、目標に達しておらず、まだ十分とは言えない状況にあります。
- ・配偶者等からの暴力（DV₁₉）を生まない社会づくりに向け、中学生以上の生徒に対し学校でのデートDV予防教育の推進に取り組んでいますが、未実施の学校も多いことから、学校での予防教育の更なる推進を図るとともに、指導者の育成に努める必要があります。

◇施策の方向性

- ・幼児期から小学校低学年時を重点的に、幼児教育施設・小学校、保護者が連携を図り、子どもの発達の連続性を踏まえたふるまい定着のために、島根県幼児教育センターでは、保育者等の子育て支援に関する指導・助言、幼児・児童への指導を行う「ふるまい推進員」の派遣等の支援体制を整備します。
- ・1人1台端末等を有効に活用した授業づくりが展開されるよう、研修の実施、校内研修の支援、好事例の発信等を行っていきます。
- ・学校、家庭や警察などの関係機関が連携し、インターネット利用の弊害について小学校の早い段階から子どもたちに対して周知し、情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者への啓発等を行います。
- ・CIRによる学校訪問や地域での国際交流活動や本県と友好提携している北東アジア地域の自治体等と共同で実施する交流事業を通じて、北東アジア地域の将来を担う人材を育成するとともに異文化理解の促進や国籍等による文化や価値観の違いへの理解を進めます。
- ・小学校、中学校、高等学校での公開授業を実施し、英語を使って互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通してコミュニケーション能力を育成する授業づくりを推進していきます。
- ・言語能力の育成については、小学校中学年の外国語活動において、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通して外国語に慣れ親しみ、高学年から段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行い、中学校、高等学校での学びにつなげていく系統的な学習指導を推進していきます。
- ・人権啓発イベントにおいて、その内容が県民に関心のもてるものとし、参加しやすい日程や会場の設定に努めます。
- ・市町村及び市町村教育委員会を通じて地域の実態や課題の的確な把握に努め、人権教育等の内容や手法について共通認識のもと、連携して取り組んでいきます。
- ・男女の人権が平等に尊重され、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の取組を、行政と県民・事業者が共通理解のもとに、相互に連携協力し、総合的・効果的に進めます。

19 **【DV】** domestic violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

- ・教育機関等を対象にデートDV 予防教育実践者研修を開催し、教育現場における予防教育の実践者の育成を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
55	○幼児教育総合推進事業	55	○人権教育推進事業
	○学校安全確保推進事業		○人権啓発事業
	○子どもに対するインターネットの適切な利用に関する教育	56	○人権研修事業
	○家庭におけるインターネットリテラシー教育、ペアレンタルコントロールの促進		○人権啓発指導者養成事業
	○外国青年招致事業		○地域における男女共同参画推進啓発事業
	○次世代人材育成のための青年派遣・交流事業		○女性相談事業

施 策 ③ 多様な活動機会の提供

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 学校教育における次世代育成意識の育成
- 体験活動を通じた社会と関わる力の育成
- 体験活動を通じた豊かな心の育成
- 県立施設における体験活動の充実と情報提供
- 読書習慣の確立に向けた取組の推進

◇施策の目的

- 学校・家庭・地域との連携・協働により、多様な交流機会や各種の体験活動を提供し、青少年の社会と関わる力や豊かな心を育むなど、「生きる力」²⁰を高めます。
- 子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実し、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。

◇現状と課題

- ・家庭の大切さや社会参画への意識醸成を社会科や家庭科などの教科・領域の学習で行ってきましたが、系統的・組織的ではなく、単発的な傾向がありました。加えて、それらの意識醸成の基盤となる基本的な生活習慣やルール等の確立が幼児期、小学校低学年時にできていない傾向がより多く見られるようになってきました。
- ・基準・規範が曖昧化し、渾然とした価値観が整理されないまま交錯・混在する現代社会においては、多様な価値観をもつ他者や社会と関わる力がますます重要になっています。
- ・人と人との関係の希薄化が大きな問題として指摘される現代社会においては、子どもたちの自分を大切にし他者を思いやる心や、多様性を認め合う感覚を育む必要があります。
- ・体験を通じた学びの重要性がますます高まっています。引き続き、様々な体験活動プログラムを提供する社会教育施設の利用促進を図る必要があります。
- ・読書時間等の読書習慣を表す指標は改善されていない状況であり、また年齢が進むにつれて読書離れの傾向がみられます。学校における読書活動の更なる充実にあわせ、就学前に読書習慣の定着を図る必要があります。

20 【生きる力】 変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な力

◇施策の方向性

- ・学習指導要領の改訂により令和2年度から「キャリア・パスポート」²¹を活用したキャリア教育²²を小学校から高等学校まで一貫して行うことを受け、家庭の大切さ、社会参画、ふるまいを含むコミュニケーション等を計画的・組織的に育成できる体制の構築を、研修等を通して促進します。
- ・子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育てます。またボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して社会と関わる力の育成に取り組みます。
- ・学校・家庭・地域の連携・協働によるボランティア活動や自然体験、文化芸術活動等の体験活動を通して、子どもたちの自分を大切に思える心等を育みます。
- ・青少年の家「サン・レイク」や少年自然の家、県立図書館、県立美術館、芸術文化センター「グラントワ」、宍道湖自然館「ゴビウス」、三瓶自然館「サヒメル」、三瓶小豆原埋没林「さんへ縄文の森ミュージアム」、しまね海洋館「アクアス」等の各県立施設や、公民館等の社会教育施設において、魅力ある事業展開を進め青少年の様々な体験活動の充実を図るとともに、利用促進につながる広報や情報提供に努めます。
- ・学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実し、読書習慣の確立に向けた取組を推進するとともに、家庭や学校での読書活動を推進します。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
56	○教育魅力化人づくり推進事業 キャリア教育普及・定着	56	○青少年の家事業
	○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業	57	○少年自然の家事業
	○障がい者芸術文化活動支援事業		○子ども読書活動推進事業
	○文化芸術次世代育成支援事業		○図書館事業

施 策 ④ 確かな学力の育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 授業の質の充実
- 地域に関わる学習の充実
- 家庭学習の充実

◇施策の目的

- 「しまねの学力育成推進プラン」²³に基づき、県教育委員会は市町村教育委員会と協働し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で活かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進します。

◇現状と課題

- ・全国学力・学習状況調査や島根県学力調査で児童生徒の学習状況を客観的に把握するとともに、指導の改善を図っています。

21 【キャリア・パスポート】 児童生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、学びを将来や社会につなぐためのツール

22 【キャリア教育】 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）の中で、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育」と定義されている

23 【しまねの学力育成推進プラン】 しまね教育魅力化ビジョン（R2策定）で示す「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人（学力を育む観点からの人間像）」づくりを具体的に推進するために策定した計画

- ・子どもたち一人一人が発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、社会や生活の中でこれまで以上に使うことができるようになることが求められます。
- ・授業以外の平日に1～2時間程度学習する子どもたちの割合が高くなってきています。
- ・学習内容をしっかりと定着することだけでなく、試行錯誤を繰り返したり、自ら調べたりするなど、自らの学びを広げ深める家庭学習にすることが求められます。
- ・家庭や地域との連携を深めながらふるさと教育を展開しています。地域の行事等に参加することを通して子どもたちのふるさとへの愛着や誇りの高まりが見られます。
- ・地域や社会を良くするために何をすべきか考えることができるようにすることが求められます。

◇施策の方向性

- ・ICTやふるさと地域素材、学校図書館を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点をもった授業づくりを推進していきます。
- ・学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図っていきます。
- ・学校・家庭・地域が家庭学習の意義を共通に認識し、同じ目線で子どもたちに声かけができる環境をつくっていきます。
- ・家庭学習において意図的に学びを広げ深められるような授業の展開、ICTを活用した家庭学習の在り方の研究を行っていきます。
- ・高等学校段階において、当事者意識をもちつつ、地域課題解決型学習を深めることができるよう、小学校段階では地域に親しみ、地域を知る機会を多く設け、中学校段階では地域のために行動・実践する場を充実させるなど、探究の過程を踏まえた系統的で連続性のある総合的な学習（探究）の時間の在り方を研究していきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
57	○学力育成推進事業 ○学校司書等による学びのサポーター事業	57	教育魅力化人づくり推進事業

基本施策 2 社会にはばたくための力の育成【社会参画】

施策 ① 地域社会への参画と人材育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- ふるさと教育と関連付けた取組の推進
- 社会参画の促進

◇施策の目的

○青少年が地域と積極的に関わり、様々な実体験を積み重ねる中で自主性や社会性を獲得し、地域社会へ参画するような仕組み作りをします。

◇現状と課題

- ・本県の美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、教育に協力的な人材等の恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが必要です。
- ・子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校・家庭・地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要です。

◇施策の方向性

- ・子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性を理解する取組を推進します。また、学校教育と社会教育の一層の連携により、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を教科等の学びに結びつけ、子どもたちの確かな学力や実行力を育みます。
- ・子どもたちが学校や学年、世代を超えたつながりながら「ふるさと活動」に取り組むことができるよう、地域住民が継続して支援できる体制をつくることにより、子どもたちの社会参画を後押しします。

◇目的を達成するための主要事業

資料編ページ	事業名	資料編ページ	事業名
57	〇ふるさと教育推進事業	58	〇つながりづくり「ふるさと活動」実践事業
58	〇教育魅力化人づくり推進事業 キャリア教育普及・定着（再掲）		

施 策 ② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 勤労観・職業観の育成
- 大学生等に対する人材育成
- 発達の段階に応じた職業体験の充実
- 若年者に対する人材育成
- 自立した消費者の育成
- 青少年技能者の技術・地位向上と技能尊重の気運醸成

◇施策の目的

- 子どもや若者の社会的・職業的自立のためには、幼児期・学童期から、発達の段階に応じたキャリア教育を通して、勤労観・職業観の育成を図るとともに、自立に必要な能力を身に付けることが大切です。
- 社会情勢の急激な変化に対応するために、自立した消費者として判断・行動ができる力を育成します。
- 高等教育機関は、専門的な知識と幅広い教養を身に付けた人材を育成する役割を担うとともに、複雑多様化する社会の中であって、青少年の自己認識を深め、豊かな人間性や社会に貢献する意欲を育む役割ももっています。今後とも、地域の特性を活かした高等教育の充実を図るとともに、地域との連携に一層取り組みます。
- 学校を卒業した若者が就業に必要な知識や技術・技能を身に付けることができるよう充実した職業訓練の機会を提供します。

◇現状と課題

- ・今後更なる社会の急激な変化により、現在ある職業が消滅する可能性が高くなってきた状況で、自分の生き方と照らし合わせながら働く意義を認識することがより重要視され、小学校から一貫したキャリア形成の充実を、令和2年度から各学校が取り組んでいます。
- ・インターンシップ²⁴や企業見学など活動の実施自体が目的となり、事前事後の学習の欠落や、実施後の教員間の振り返りなど、今後のキャリア形成の質を上げるための取組が行われていません。加えて、総合的な学習（高等学校は探究）の時間の学習における職業観や社会参画意識の醸成が図れることへの認識を教職員がなかなかもてていない状況にあります。
- ・民法の成年年齢²⁵が令和4年4月1日から18歳に引き下げられ、消費者トラブルに巻き込まれる青少年の増加が懸念されます。
- ・消費者トラブルに関する相談窓口を青少年に周知する必要があります。
- ・大学生は県内の企業や働くことの魅力などについて知る機会が少なく、就職を機に県外に出て行く学生が多いこと、就職後の職場定着率が全国に比べ低いことが課題となっています。
- ・地域産業が必要とする人材を育成するため、高等技術校等において技能者として必要な専門的スキルや知識を習得するための職業訓練を実施していますが、職業訓練後の資格取得や就職などのメリットについてあまり知られておらず、技能者をめざす若者が少なくなっています。
- ・若者は、島根で受け継がれてきた伝統技能や優れた熟練のスキルに関心が低く、スキルを継承する人材の確保が難しくなっています。

◇施策の方向性

- ・令和2年度から、「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実を図るため、小学校から高等学校までの教職員を対象とした研修会を開催しています。そこで、各学校の教育活動の中から、発達段階に即した勤労観や職業観を含めた、キャリア形成の「基礎的・汎用的能力」の計画的、組織的育成が図れるよう、全体計画等の整理を各学校で実施できるようにします。
- ・各学校におけるキャリア教育の全体計画の整理を促進するとともに、県内外の実践等の研究、他部局、民間企業との連携により、職場体験、インターンシップのより効果的な実施への支援を行い、より質の高いキャリア形成が可能となる取組の促進を図ります。
- ・学校への消費者教育教材の配付、「外部人材講師派遣事業」や「消費者教育実践研究事業」の活用の働きかけを行うとともに、教員研修会を開催するなど、学校における消費者教育の支援を行います。
- ・青少年向けに効果的な広報媒体を利用して、「県消費者センター」²⁶、「市町村の相談窓口」、「消費者ホットライン188」²⁷等の相談窓口の周知を行います。
- ・大学や関係機関が連携して、学生が企業を知るための教育プログラムやインターンシップ、職場体験などの取組を実施します。

24 【インターンシップ】 学生が企業等において実習・研修的な職業体験をすること

25 【成年年齢】 令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が18歳と定められたことを指す。

26 【県消費者センター】 消費者安全法及び島根県消費者センター条例に基づき設置された消費生活センターであり、消費生活の相談及び苦情に関すること等に関する業務を行う。

27 【消費者ホットライン188】 最寄りの消費生活センター等につながる全国共通の電話番号。平成27年に全国で開始されたシステム

- 高等技術校における職業訓練のメリットや職業訓練の内容の周知など、オープンキャンパスや広報の充実などによるイメージアップを図り、技能者をめざす若者を増やします。また、民間教育訓練機関において、多様な分野における職業訓練を提供します。
- 「技能検定制度」の普及や「技能競技大会」への選手派遣、技能者の表彰等により、青少年技能者の技術と地位の向上を図るとともに、ものづくり体験等を通じて技能尊重の気運醸成に努めます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
58	<ul style="list-style-type: none"> ○教育魅力化人づくり推進事業 キャリア教育普及・定着（再掲） ○学校における消費者教育の推進事業 ○消費者教育実践研究事業 ○消費者啓発推進事業 	58	<ul style="list-style-type: none"> ○大学生等を対象としたインターンシップ事業 ○大学生等のIT技能習得促進事業 ○学卒者等の職業訓練事業

施 策 ③ 職業的自立に向けた就労支援

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 高校生等に対する就労支援
- 大学生等に対する就労支援
- 既卒者・社会人に対する就労支援
- 若年起業家に対する起業支援

◇施策の目的

○若年者雇用、フリーターや転職者の職場定着、Uターン者の奨励等の若者の島根定住について、「ジョブカフェしまね」²⁸、「しまね若者サポートステーション」²⁹を始めとする関係機関が連携を強化し、就労支援の充実を図ります。

◇現状と課題

- 若者の進学・就職による転出が、島根県の人口減少の主な原因となっています。また、山陽や関西・首都圏などに進学した学生の多くが県外で就職しています。
- 若年者や女性を対象にキャリア相談や就職相談を行っていますが、就職につながっていないケースもあります。
- 島根県中小企業制度融資「創業者支援資金」の保証実績は、令和元年度 135 件 963 百万円、令和 2 年度 111 件 530 百万円で推移しています。コロナ禍であっても創業の相談件数は一定数あり、令和 3 年度についても例年並みの推移が想定されます。

◇施策の方向性

- 高校と連携して、高校生と企業の交流会や、企業説明会、企業見学ツアーなどを実施し、高校生の県内就職を支援します。
- 大学や「ジョブカフェしまね（ふるさと島根定住財団）」などと連携して、大学生等に向けた魅力的な企業情報の発信や、学生と企業との交流会、インターンシップ、仕事体験、企業説明会などを実施し、大学生等の県内就職を支援します。

²⁸【ジョブカフェしまね】 島根県が設置し、若年者の県内就職の促進を目的に、県内企業との出会いの場である就活関連イベントの開催やキャリア相談など、若年者の就職を総合的にサポートする組織

²⁹【しまね若者サポートステーション】 国と島根県が協働で設置し、若年無業者等（15 歳～49 歳）の職業的自立に向け、職業相談から就労フォローアップまで一貫して支援を行う施設

- ・県内企業への就職を希望する者に対して、適職選択のための各種セミナーの開催、きめ細かな職業相談、職業紹介等の支援及び情報提供を実施します。
- ・引き続き、起業を志す者に対し、年齢に関係なく、県制度融資や各種助成制度、研修等の情報提供、起業家同士の交流機会の提供等を行います。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
59	○大学生等を対象としたインターンシップ事業 (再掲) ○大学生等の県内就職促進事業	59	○島根県中小企業制度融資 創業者支援資金

基本理念 II 困難を抱える青少年とその家族への支援

基本施策 3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】

施策 ① 不登校・中途退学対応の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 組織的な支援体制の整備
- 多様な学びの保障
- 教育相談体制の充実
- 社会参画に向けての連絡・調整
- アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進

◇施策の目的

本県は、不登校児童生徒数の割合が全国より高く、不登校対策を重要課題と位置づけて様々な施策を実施しているところです。高等学校及び特別支援学校高等部における不登校は、中途退学に至るケースもあり、いわゆる二ト、ひきこもりといった社会的問題とも関連していること等も指摘されています。また、不登校児童生徒や中途退学した若者への支援に当たっては、児童生徒など若者の将来的な社会的自立に向けて支援するという視点に立つことが重要です。

○不登校・中途退学の要因や背景は様々であることから、学校における指導体制の充実はもとより、学校と教育委員会は、家庭や民間団体を含めた関係機関等と積極的に連携を図り、日頃から情報交換や役割の分担等のできる連携体制を築いていけるよう努めていきます。

◇現状と課題

- ・未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等に向け、相談員（子どもと親の相談員・中学校クラスサポートティーチャー・教育相談員等）を配置して、組織的な対応体制を整備します。また、「スクールソーシャルワーカー」³⁰を配置し、民間団体を含めた関係機関等との連携を行っています。
- ・同様に、「スクールカウンセラー」の配置や活用を拡充し、学校内の教育相談体制を整えています。また、24時間子供 SOSダイヤルや SNS 相談窓口の設置により、学校外における教育相談体制を充実させる必要があります。

30 【スクールソーシャルワーカー】 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う福祉の専門家

- ・アンケート調査を活用した親和的な学級づくりや魅力ある学校づくりに努め、不登校や中途退学にいたる前に早期対応を心がけています。学校においてより有効な活用をしていくことが課題です。
- ・「教育支援センター」³¹（適応指導教室）等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりできる多様な学びの場を整えています。アウトリーチ型（訪問）の支援の導入や指導員の確保などが課題です。
- ・中学卒業直後及び高等学校等を中途退学直後に進路が未決定であり、ひきこもり等が懸念される若者への支援として、連絡調整員を配置して関係機関との連絡を図り、本人の就労や進学に向けた調整を行っています。

◇施策の方向性

- ・相談員については、事業の充実を図るためにも、配置校の活用状況を把握し、適切な助言等を行います。また、スクールソーシャルワーカーについては今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、関係機関との連携を図っていきます。
- ・スクールカウンセラー事業については今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、教育相談体制を整備していきます。また、学校外の相談体制についても充実を図り、特にSNS相談窓口については、事業の定着化をめざします。
- ・「アンケートQU」³²についてはある程度学校において定着してきていますが、教育センターの出前講座等を活用し、より有効な活用方法について周知していきます。
- ・今後は教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備が益々求められます。未設置地域の解消も含め、各市町村教育委員会と連携していきます。
- ・今後も連絡調整員と各関係機関との連携を図りながら、社会的自立に向け、積極的なアウトリーチ（訪問）型の支援を継続していきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
59	○悩みの相談事業 ○生徒指導体制充実強化事業	59	○不登校対策推進事業

施 策 ② ニート・ひきこもり支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- ニート、フリーター支援
- ひきこもり支援

◇施策の目的

- 青少年の自立のためには、職業意識の啓発や職業訓練などを個々の状況に応じて行うことにより、能力の開発を図り、本人に適した職業選択ができるよう支援します。
- ひきこもり支援センターを中心として、適切な相談体制を充実させるとともに、支援ネットワークづくりに努め、居場所の提供等、状況に応じた細やかな支援を推進します。

³¹【教育支援センター】 不登校の子どもたちに対して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行う市町村の施設

³²【アンケートQU】 児童生徒の学校生活における、満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができる質問紙。この結果から、教師がこれまでの指導を見直し、問題解決に向けて学級経営や授業を工夫することができる。

◇現状と課題

- ・若年無業者³³は、働くことに踏み出せず就労に結びつかないケースが多くあるため、就労意欲の向上を図る必要があります。
- ・市町村等関係機関と連携し、地域で長期的・専門的に対応できる体制を構築する必要があります。

◇施策の方向性

- ・若年無業者に対して、「しまね若者サポートステーション」を中心に職業相談やセミナーの開催、就労体験等による支援を行い、就労観・就業意欲の醸成を図るとともにハローワークなどの就労支援機関と連携して、より本人に適した職業選択ができるよう、職業的自立に向け一貫した支援を行います。
- ・「島根県ひきこもり支援センター」を中心に、ひきこもり状態にある当事者やその家族への支援に継続して取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
60	○若年無業者の職業的自立支援事業	60	○ひきこもり支援センター事業

施 策 ③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 子どもの規範意識の向上
- 立ち直り支援の実施
- 非行少年・不良行為少年の適切な補導

◇施策の目的

○規範意識を培い、非行少年を生まないための取組を進めるとともに、非行少年等は早期に発見し、適切に補導します。罪の意識や自己責任を自覚させ、深い反省を促し、立ち直りを支援します。

◇現状と課題

- ・万引き、薬物乱用、いじめ等の防止やネットモラル等、幅広い課題を取り上げ、規範意識の醸成を図る非行防止教室を開催しています。非行少年・不良行為少年が減少する一方、インターネット空間におけるトラブルが後を絶たないことから、子どもが自ら考え、自らを守る力を育むことがより重要です。
- ・補導や相談を端緒に非行少年や不良行為少年の早期発見、個別の事情に応じた迅速・適切な補導を行うとともに、家庭・学校・地域と十分連携し、問題の解決を図ります。インターネットの普及等によって子どもたちの繋がりや行動が見えにくくなっており、実態把握や対策に工夫が求められています。
- ・再非行や問題行動の悪化が懸念される非行少年・不良行為少年等に対しては、家庭・学校・地域と連携し、継続的に関わることで、規範意識や自己尊重感を高め、ルールやマナー、思いやりを育む等、立ち直りを支援します。

◇施策の方向性

- ・小・中・高校においては、非行防止教室等の100%実施をめざし、体験・参加型の教室等、内容や開催方法の工夫により、子ども自身が考え、学ぶ教室の開催に努めます。また、思いやりの心を育むため、少年警察ボランティア等が実施する社会参加活動や体験活動を通じて子どもたちの健全育成を図ります。

33 【若年無業者】 高校や大学や予備校・専修学校などに通学しておらず、独身であり、ふだん収入になる仕事をしていない、15歳以上35歳未満の個人

- ・非行少年や不良行為少年の補導に際しては、迅速・的確に対処するとともに、罪の意識や被害者に対する思いを深め、真の反省を促すことで再犯や非行化を防ぐよう取り組みます。「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」を始め、子どもや保護者の相談に応じ、問題の早期把握・解決を図ります。
- ・関係機関等と連携した立ち直り支援に努め、個別の事情に応じて「法務少年支援センター（少年鑑別所）」や「児童相談所」等における専門的関わりや、「子ども・若者総合相談センター」³⁴や「地域ボランティア」による学習支援・社会参加活動等、直接体験を通じた幅広い立ち直り支援を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編ページ	事業名	資料編ページ	事業名
60	○子どもの規範意識の向上 ○子どもからのSOSの早期把握活動	60	○非行少年に対する迅速・的確な捜査・調査の推進 ○非行少年等に対する立ち直り支援の推進

施策④ 障がい等のある青少年支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 早期からの相談支援体制の整備
- 障がいのある方への就労支援
- 支援体制・指導体制の連続性の確保
- 疾病を抱える子どもへの支援

◇施策の目的

- 関係機関が連携し、障がいのある子どもや疾病をもつ子どもに対して、早期からの発見や相談・支援に努めます。
- 「地域の中で障がい等のある子どもがもてる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことをめざし特別支援教育をよりよいものに高めていきます。
- 障がい者雇用への理解促進を図ります。

◇現状と課題

- ・保育所、幼稚園等の保育士、教員等の多くは、乳幼児期では発達障がいの確定診断が付きにくいいため、個々の子どもについて障がいに関する配慮が必要か否かの判断に難しさを感じており、専門的な知識も十分でないため、子どもや保護者の困難さや悩みに対応することにも苦慮しています。また、不安や悩みを抱えた保護者の相談窓口が明確でなく、保護者が障がいに対する戸惑いや将来への不安など複雑な思いを抱えていることも多く、子どもの障がいを受け入れるまでに時間を必要とする場合もあり、早期からの相談につながらない場合があります。
- ・「個別の教育支援計画」³⁵の作成意義や有用性、活用方法が十分に理解されていないため、就学時や進学時に「個別の教育支援計画」を活用した指導や支援に必要な情報の引き継ぎが十分に行われず、一貫した支援が受けられていないケースがあります。また、保護者に対して十分な情報提供ができていなかったり、将来の子ども姿を見据えた就学先の検討がされていなかったりと、将来への見通しをもった支援がなされていない場合があります。

34 【子ども・若者総合相談センター】 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、地方公共団体が設置する子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点

35 【個別の教育支援計画】 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すために作成する個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するもの

- ・小学校、中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しており、今後も特別支援学校卒業生等の増加が見込まれることや障がいの多様化が進んでいることから、更なる職業教育・就業就労支援の充実が必要となっています。
- ・障がいのある若者が、個々の能力を發揮できるよう一人一人の事情に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる職場を増やし、本人の希望に応じた就労を促進していくことが必要です。
- ・疾病児童等及び難病患者が、必要な医療を受けることができるよう、医療費の負担軽減や地域において安心して過ごすことができる環境の整備をしていく必要があります。

◇施策の方向性

- ・早期からの支援をより充実させるため、教育、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談体制、支援体制を、各市町村の状況に応じて整備し、市町村や市町村教育委員会とともに、関係機関、部局が連携した相談・支援体制づくりを進めていきます。また、「子育て世代包括支援センター」³⁶が各市町村で設置されており、保護者や支援者からの相談が確実に教育、医療、保健、福祉などの関係機関につながるよう、相談窓口となる当該センターの周知を行っていきます。
- ・各市町村等で作成されている「個別支援ファイル」や、学校で作成される「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別の移行支援計画」等を活用することで、支援体制や指導の連続性を確保します。また、早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発により、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を構築していきます。
- ・一人一人の自立と社会参加をめざし、障がいの状態や特性に応じた職業教育の充実に取り組んでいます。今後とも、福祉・教育・労働等の関係機関が連携し、障がいの適性に応じた就労支援や、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準向上を図ります。
- ・フォーラムの開催や啓発パンフレットの配布、障がい者雇用を進めている企業の事例紹介などにより、企業の障がい者雇用への理解促進を図ります。
- ・疾病児童等及び難病患者に対し、公費により医療費の助成を行い経済的負担の軽減を図るとともに、適切な情報提供・相談支援が受けられる体制の充実を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
60	○しまね特別支援教育魅力化ビジョン	61	○育成医療
61	○長期療養児支援事業		○障がい児療養支援（貸付・助成）事業 （交通費等助成）
	○発達障がい者支援体制整備事業		○障がい児療養支援（貸付・助成）事業 （滞在資金貸付）
	○障がい者芸術文化活動支援事業（再掲）	62	○小児慢性特定疾患医療費助成事業
	○障がい者就労移行推進事業		○指定難病の患者に対する医療費助成事業
	○障がい者就労支援事業所工賃向上事業		○がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業
	○障がい者の雇用促進・安定事業		○医療的ケア児支援体制整備事業

36 【子育て世代包括支援センター】 母子保健法に基づき市町村が設置する、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う総合相談窓口

施策⑤ 子どもの貧困対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 発見から保護・支援につなぐ体制の整備
- 子どもの居場所に対する支援
- 子どもの健全な成長に対する支援
- 子どもの学びに対する支援
- 保護者等に対する支援
- 対策推進のための体制整備

◇施策の目的

○現在から将来にわたって、全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されず夢と希望をもって成長していけるよう、市町村と連携しながら貧困の状態にある子どもの実態を把握し、福祉・教育・雇用などの関連分野が連携して総合的な施策展開を図ります。

◇現状と課題

- ・子どもやその家族が抱える課題はより複雑化しており、その支援のためには行政機関が幅広く関係機関や地域とのネットワーク等を構築していく必要がありますが、情報の共有等が十分でない実態があります。支援につながった時点で既に問題が重篤化している事例もあり、できるだけ早期の発見・介入が必要となっています。
- ・経済的困難を抱える家庭の子ども自己肯定感はそうでない子どもと比べて低い傾向にあり、生活環境に不安を抱えている子どももいます。不安を取り除くためには、将来の見通しなどをもたせる必要があります。
- ・子どもの貧困は、保護者やその他の世帯員の複合的課題と結びついています。経済的困難は保護者等にとって大きな悩みや不安となりますが、支援を必要とする世帯に支援制度等の情報が届かず利用できていない事例や、相談機関につながらず保護者が孤立化している状況があります。
- ・子どもの様々な体験機会や子どもと保護者が関わる時間が減少している中で、「子どもの居場所」の利用希望が子ども・保護者ともに高くなっています。
- ・県内では、就学援助を受けている子どもの割合が増加傾向にあります。また、学習意欲があるのに習い事や学習塾に通えない子どもや、経済的理由で希望する進路選択が出来ない子どももいます。
- ・問題が複合化した場合は、単一の支援機関や制度では限界があるため、制度を横断し関係機関が連携を取って対応する必要があります。

◇施策の方向性

- ・子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者への適切な保護や支援につなぐため教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。
 - ・保護・支援が必要な子どもや保護者の発見
 - ・問題の共有と役割分担の決定
 - ・発見から連携へつなぐ体制の強化
- ・子どもが抱えている現在の不安や困難を取り除くとともに、心身共に健全に成長できる環境づくりを行います。
 - ・安心の確保
 - ・子どもの就労等の支援

- ・保護者等に対しては、家庭が子どもたちにとって真に安心できるものとなるよう、保護者等が、直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるよう支援を行います。
 - ・経済的困窮に対する支援
 - ・生活の支援
 - ・就労の支援
 - ・保育等の確保
 - ・保護者としての役割を果たすための支援
- ・地域での関わりや体験機会が減少している子どもたちのために、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することのできる、地域での居場所づくりを進めます。
 - ・支援の必要な子どもたちに関する情報発信
 - ・地域の力を活かした居場所づくり
 - ・子どもの居場所充実のための取組
- ・家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるように支援します。
 - ・就学に伴う経済的負担の軽減
 - ・学校教育による学力保障
 - ・地域等における学習支援
 - ・学校における就学継続のための支援
 - ・奨学金等に関する情報提供
 - ・進学費用等に関する経済的支援
 - ・中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援
- ・県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。
 - ・推進のための組織体制
 - ・市町村との連携体制
 - ・施策推進状況の管理

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
62	○悩みの相談事業（再掲） ○学校・福祉連携モデル事業 ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（再掲） ○家庭教育支援体制整備事業	63	○高等学校等就学支援金 ○公立高等学校学び直し支援金 ○県立高等学校授業料減免
63	○SNSによる支援体制構築事業 ○生活保護世帯に対する金銭給付 ○ひとり親家庭への経済的支援 ○ひとり親家庭への自立支援 ○要保護児童生徒援助費 ○子どもの居場所創出等支援事業 ○学習支援事業 （子どもの居場所創出等支援事業）	64	○県立高等学校県単就学支援金 ○私立高等学校等授業料減免事業 ○私立高等学校等学び直し等のための就学支援金 ○高等教育機関授業料等減免事業 ○高等学校等奨学のための給付金 ○島根県高等学校等奨学事業 ○子どものセーフティネット推進費

施 策 ⑥ ネットワークによる総合的支援の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 支援ネットワークの構築
- 関係機関・団体の資質向上
- 地域における支援の推進

◇施策の目的

- 近年、青少年をめぐる環境が複雑化し、ニートやひきこもり、不登校、非行等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の問題が深刻な状況にあります。また、在住外国人の増加にともない、日本語を母国語としない青少年やその保護者への対応も重要になっています。
- こうした個々の困難な状況に幅広く対応するために、様々な機関・団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした支援を連携して行います。

◇現状と課題

- ・教育、福祉、保健・医療、更生保護、民間支援団体等から構成される「島根県子ども・若者支援地域協議会」³⁷によるネットワークが構築されていますが、更に、県内自治体間、民間支援団体間のネットワークや連携が必要です。
- ・市町に設置されている「子ども・若者総合相談センター」により、支援対象者個々の状況に応じた居場所支援、社会体験、就労体験といった社会的な自立に向けた段階的な支援に取り組んでいますが、同センター未設置自治体に居住する子どもや若者が同様な支援を受けられる体制が必要です。
- ・外国にルーツを持つ子どものいる家庭からの相談も増加しており、複雑化・高度化している相談内容への対応が必要です。
- ・支援に取り組む自治体、民間団体等の関係機関の職員向けの研修や、県民向けの講演会及び広報啓発活動を通じて県民全体で支援に取り組む機運の醸成が必要です。

◇施策の方向性

- ・協議会構成機関及び県内自治体間や民間支援団体間のネットワークによる官民連携した支援体制の構築を図ります。
- ・県内に居住する全ての困難を有する子ども・若者が必要な支援を等しく受けられるよう県事業未活用自治体に対する働きかけと圏域的支援体制の整備を図ります。
- ・支援対象者のニーズに応じた体験先事業所の開拓と同事業所との関係性の維持を図ります。
- ・外国人住民向けの多言語による相談窓口の充実を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
64	○困難を有する子ども・若者支援事業 (子ども・若者自立支援総合推進事業)	65	○多文化共生推進事業 ○子ども支援実践講座
	○困難を有する子ども・若者支援事業 (協力事業所コーディネーター養成事業) (再掲)		
65	○困難を有する子ども・若者支援事業 (県地域協議会運営事業) (再掲)		

37【島根県子ども・若者支援地域協議会】 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することにより、社会性や規範意識、自立心を高め、将来を担う子ども・若者を健全に育むことを目的として、教育、福祉、保険、医療、雇用等の関係機関等により構成される協議会

基本施策 4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保護】

施策 ① いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 組織的な支援体制の整備
- いじめの問題への取組の充実
- 教育相談体制の充実
- 教職員の資質向上の取組
- アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進
- 外部人材を活用した学校支援の推進

◇施策の目的

- いじめ、暴力行為等は基本的人権を侵害する問題です。まずは、被害者を守る姿勢を明確に示すことが重要です。いじめや暴力をグループ内の「ふざけ」や「けんか」と軽く考え、気づいていながら見逃してしまうことがあってはなりません。
- いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、すべての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取組を行っていきます。
- いじめは「加害者」「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」を含めた指導が必要であり、苦しんでいる子どもに早急に対応する必要があることから、迅速な対応をめざします。
- 基本的人権を尊重し、いじめや暴力行為に向かうことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていく取組を進めます。

◇現状と課題

- ・未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等に向け、相談員（子どもと親の相談員・中学校クラスサポートティーチャー・教育相談員等）を配置して、組織的な対応体制を整備しています。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、民間団体を含めた関係機関等との連携を行っています。
- ・同様に、スクールカウンセラーの配置や活用を拡充し、学校内の教育相談体制を整えています。また、いじめ相談テレフォンや24時間子供SOSダイヤル、SNS相談窓口の設置により、学校外における教育相談体制を充実させる必要があります。
- ・アンケート調査を活用した親和的な学級づくりや魅力ある学校づくりに努め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を心がけています。学校においてより有効な活用をしていくことが課題です。
- ・いじめ防止対策推進法に基づいて、各学校においていじめ防止基本方針を策定し、いじめの起きにくい学校・学級づくりを推進することで、いじめの未然防止、早期発見や適切な対応に取り組んでいます。いじめの正確な認知や学校の早期組織的対応等が課題です。
- ・教職員がいじめやネットトラブル等の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、教職員の資質向上の推進と研修を充実させる必要があります。
- ・学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめ等の問題に対して、客観的・専門的な立場から助言を行う「いじめ等対応アドバイザー（県が委嘱した有識者や弁護士等）」を派遣する制度を整え、早期対応や適切な対応を行っています。

◇施策の方向性

- ・相談員については、事業の充実を図るためにも、配置校の活用状況を把握し、適切な助言等を行います。また、スクールソーシャルワーカーについては、今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、関係機関との連携を図っていきます。
- ・スクールカウンセラー事業については、今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、教育相談体制を整備していきます。また、学校外の相談体制についても充実を図り、特にSNS相談窓口については、事業の定着化をめざします。
- ・アンケートQUについてはある程度学校において定着してきていますが、教育センターの出前講座等を活用し、より有効な活用方法について周知していきます。
- ・いじめの未然防止については、「居場所づくり・絆づくり」をキーワードに、魅力ある学校づくりを推進します。早期発見、適切な対応については、研修や学校訪問を通じて各学校に周知し、いじめの正確な認知や早期組織的対応に取り組んでいきます。
- ・必要に応じて専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応等の取組を推進します。
- ・研修等において、いじめの事例研究や体験活動などを通して教職員の資質向上を図ります。ネットトラブル等の問題については、インターネット安全教室やe-ネットキャラバン³⁸等を周知し、教職員の資質向上の一助とします。
- ・全県下での事案に速やかに対応できるように、アドバイザーの人選及び配置をしていきます。また、アドバイザー派遣事業について、施策説明会等で周知を図っていきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
65	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みの相談事業（再掲） ○生徒指導体制充実強化事業（再掲） ○子どもの規範意識の向上（再掲） ○子どもからのSOSの早期把握活動（再掲） ○非行少年に対する迅速・的確な捜査・調査の推進（再掲） 	66	<ul style="list-style-type: none"> ○非行少年等に対する立ち直り支援の推進（再掲） ○犯罪被害防止のための教育の実施 ○被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進 ○被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進 ○学校安全確保推進事業（再掲）

施 策 ② 犯罪被害防止と保護活動の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進
- 犯罪被害防止のための教育の実施
- 被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進

◇施策の目的

- 犯罪の被害に遭っている子どもを早期に発見し、適切な保護を行い、立ち直ることができるよう支援を行います。
- 子どもが犯罪の被害者とならないように、自ら考え自らを守る力を身に付けられるようにします。
- 子どもが犯罪被害に遭わないよう、学校や地域などが連携して防犯環境の整備を推進します。

³⁸【e-ネットキャラバン】 児童生徒、保護者、教職員等を対象とするインターネットの安心・安全な利用を学ぶ啓発講座で、総務省等が講師を派遣し実施している。

◇現状と課題

- ・相談等を通じて犯罪被害に遭っている子どもを早期に発見・保護するとともに、事件化や取り締まりを図ります。特に、SNS に起因する犯罪被害が多く起きていることから、サイバーパトロールに力を入れています。
- ・学校と警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、立ち直りに向けて支援しています。また、被害を受けた生徒に対し、スクールカウンセラーによる緊急支援を実施し、精神的負担の軽減を図る必要があります。
- ・各学校において各種犯罪被害防止教室開催や、地域安全マップ等の施策を行い、危険予測能力や対応方法を体得できるよう努めていますが、不審者事案は後を絶たず、より一層、自ら考え、自らを守る力の育成が必要です。安全マップ作成に対する気運の浸透を図る必要があります。
- ・子どもが犯罪被害に遭わないよう、学校区域の危険箇所について、地域が一体となって、安全マップを作成し情報の共有を図ります。安全マップ作成に対する気運が全体的に浸透していません。

◇施策の方向性

- ・サイバーパトロールにより、不適切な書き込みを発見次第、補導や注意喚起を行い、被害の未然防止を図るとともに取り締りに努めます。犯罪被害防止教室の開催では各種相談先を教示し、自主相談を促します。インターネットを巡る子どもたちの実態を保護者に伝え、相談を促す啓発に努めます。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、犯罪被害者等である児童生徒の精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との積極的な連携を図ります。
- ・特にSNS利用から性被害に遭ったケース等においては、継続補導により自らの行動の危険に気づき、自己尊重感を高める働きかけや環境の改善のため、家庭、学校、関係機関との連携による立ち直り支援を図ります。
- ・参加型による犯罪被害防止教室を推進する一方、家庭・学校・地域にあっても、不審者情報の配信等をもとに子どもたちに伝える等、子どもたちが危険から自分や他者の身を守る行動を選択出来るよう、定着を図る必要があります。
- ・広報媒体の活用や関係者への働きかけにより、安全マップ作成の重要性について周知を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
66	○悩みの相談事業（再掲）	66	○被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進（再掲）
	○学校校区における地域安全マップの作成	67	○被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進（再掲）
	○犯罪被害者等総合相談窓口		○犯罪被害防止のための教育の実施（再掲）

施 策 ③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 虐待防止への取組
- 虐待を受けた子どもの保護
- 相談体制の充実
- 里親制度の普及・啓発
- 施設の小規模化・地域分散化の推進
- 自立に対する支援

◇施策の目的

- 子どもは、一人の人間としてその権利を尊重されなければなりません。特に、虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。
- 社会を挙げて虐待から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的自立に至るまで切れ目のない支援を行います。
- 家庭での養育が受けられない子どもが社会的に自立していくことができるよう、学校や地域社会等の連携のもとに、生活拠点の確保や就労支援、相談機能の充実なども含めた支援体制を強化します。

◇現状と課題

- ・児童虐待件数は全国的に増加傾向にあり、いじめ問題も深刻化を増す中、問題の早期発見への取組が求められており、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業の支援が必要です。
- ・虐待を受けている子どもの安全確保等のため、必要に応じて児童相談所や児童養護施設等で一時保護を行っていますが、児童相談所の一時保護所はその特殊性やプライバシーの観点から閉鎖的になる可能性があります。
- ・児童虐待対応件数は高止まりしており、法的な対応や医学的所見を必要とする困難事例が増加しています。県内児童相談所に嘱託弁護士、嘱託医を配置するなど、子どもと家庭相談体制の充実を図る必要があります。
- ・里親登録世帯数は増加していますが、若い年齢層の不足や地域の里親制度に対する理解が進んでいないこと等から、里親委託が進んでいません。
- ・国の「新しい社会的養育ビジョン」³⁹や「島根県社会的養育推進計画」⁴⁰で定められた家庭養育優先の原則に基づき、家庭における養育、里親等委託の推進を図りながら、これらが適さない児童が生活する児童養護施設等においても、できる限り良好な家庭的養育環境が求められています。
- ・児童養護施設の退所者等に対する相談支援等を行うとともに、年齢到達により措置解除になった後も特に支援が必要な場合は施設等において生活支援を行っています。また、退所者への生活費や家賃相当額の無利子貸付や、入所児童への普通運転免許取得経費の助成を行っています。引き続き、児童の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する必要があります。

◇施策の方向性

- ・子ども専用相談電話の安定した運営と、子どもを相手とする相談員の養成及び資質向上を目的とした研修の充実と相談先の周知を図ります。
- ・児童相談所の一時保護所の安全性、透明性を高めていくために退所時アンケートの実施や第三者評価を受審し、一時保護児童の権利擁護への取組や職員の意識の向上を図ります。
- ・県内児童相談所への嘱託弁護士、嘱託医、正規保健師の配置により、専門的な課題への対応の更なる向上に取り組みます。また、市町村職員への専門研修等の実施を通じて、要支援・要保護児童の早期発見から支援までの対応力の向上を図り、乳幼児期から切れ目のない支援体制の構築を推進します。
- ・地域社会に浸透するよう市町村等関係機関職員や県民向けに里親制度の普及啓発活動を推進し、地域や施設等と連携して里親委託率の向上を図ります。

39 【新しい社会的養育ビジョン】 平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念等が規定され、それを具体化するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で平成29年8月にとりまとめられたビジョン

40 【島根県社会的養育推進計画】 「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、島根県において県・地域・関係団体との連携協働により推進していく社会的養育のあり方を示すものとして作成したもの

- ・「島根県社会的養育推進計画」に基づき施設整備の進捗管理を行い、国の制度を活用した施設整備費の助成を行うことで、県内の児童養護施設等の小規模化や地域分散化を進めます。
- ・支援コーディネーターの配置を含めた「社会的養護自立支援事業」の拡充を検討し、児童養護施設等の退所者等の自立支援を図ります。
- ・事業継続により対象者の円滑な自立を支援するとともに、資格取得等に係る措置費の拡充など、国の支援の更なる拡充を求めています。

◇目的を達成するための主要事業

資料編ページ	事業名	資料編ページ	事業名
67	○子どもと家庭相談体制整備事業	67	○施設入所児童支援事業 (児童養護施設関係事業)
	○子どもと家庭特定支援事業		○社会的養護自立支援事業
	○子どもと家庭相談体制整備事業(再掲)	68	○児童養護施設退所者等自立支援事業
○里親委託児童支援事業	○児童養護施設等入所児童自立支援事業		

基本理念 III 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

基本施策 5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】

施策 ① 子育て支援体制の整備

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 県民運動の醸成と子育て支援の輪の拡大
- 子育てに関する多様な支援の充実
- 総合的な放課後児童対策の推進
- 子どもの健康づくりの推進
- 仕事と生活の調和

◇施策の目的

- 次世代育成支援の観点に立ち、子育て支援サービスや相談機能の充実等、地域での子育て支援体制の整備による育児負担の軽減に併せ、様々な生活様式に対応した子育て支援を充実させます。
- 子育てをしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活を送ることができる社会をつくれます。

◇現状と課題

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になる等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化してきています。
- ・次代を担う子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、子ども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。
- ・「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査(H30)」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。

- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、切れ目ない支援体制を充実させ、安心して子育てができる環境の整備を図る必要があります。
- 子育てしながら働く女性が多い本県においては、子育て支援策を充実し、仕事と子育ての両立を図ることは喫緊の課題であり、その中でも、放課後児童クラブの支援の充実は極めて重要です。
- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、新たな施設の整備や小学校の余裕教室の活用等により、放課後児童クラブの受け入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 乳幼児健康診査等から見える子どもの健康実態の関係者との共有、それを踏まえた質の高い母子保健サービスの提供、関係機関との有機的な連携等、職員の専門性の向上に取り組む必要があります。
- 多くの女性が働きながら子育てをする一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は、女性に比べ6分の1と少なく、女性に負担が偏っている状況があり、夫婦間の分担を見直す必要があります。
- 職場において、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整える必要があります。

◇施策の方向性

- 家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。
- 民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支援する輪（ネットワーク）の拡大を図ります。
- 子どもを産み育てたいと願う全ての人が、自己肯定感をもちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援の充実、経済的負担への対応により、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。
- 質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士、子育て支援員等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。
- 放課後児童クラブの充実のため、利用時間の延長や待機児童解消等に向けた支援の充実を図ります。
- 放課後児童支援員の認定資格研修等により、支援員として必要な知識や技術を習得する機会を確保し、放課後児童クラブに通う児童の育成支援の充実に努めます。
- すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、親が子どもの心と身体の発育や健康に関する問題等について知識や情報を得られるよう、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携して情報提供や環境整備に取り組めます。
- 男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識や、若者のワーク・ライフ・バランス等に対する意識の向上を図ります。
- 誰もが子育てや介護を両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
68	<ul style="list-style-type: none"> ○しまね子育て応援パスポート事業（こころ事業） ○世代間交流の促進 ○民間の子育て支援活動の促進 ○地域の子育て支援機能の充実 ○子育てに関する情報提供の充実 ○地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保 ○認定こども園、幼稚園、保育所等の運営支援 ○教育・保育等に従事する者の確保 	70	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児等医療費助成事業 ○未熟児養育医療 ○療育の給付 ○民生委員活動推進事業（民生委員・児童委員研修の推進） ○子どもの医療費助成事業 ○産前・産後安心サポート事業 ○幼児教育総合推進事業（再掲） ○放課後児童健全育成の推進 ○放課後児童の育成支援の充実 ○地域医療を支える医師確保養成対策事業 ○看護職員確保対策事業
69	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育等に従事する者の質の向上 ○幼児教育総合推進事業（再掲） ○多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実 ○保育料の軽減 ○児童手当の給付 ○母子保健推進事業 ○母子保健推進事業（再掲） 	71	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭の両立支援（しまね子育て応援企業認定制度） ○イクメン・イクボス養成事業 ○ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業

施策 ② 家庭の教育力向上のための支援

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 子どもを支える大人の学習機会の充実
- 「家庭の日」運動の推進

◇施策の目的

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供等、家庭教育（保護者）を支援する施策を実施します。
- 家庭教育の向上のために、家庭の絆を深めるための啓発を行います。

◇現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、子育ての不安や悩みを抱えたまま保護者が孤立してしまう現状があります。また、価値観やライフスタイルの多様化、電子メディアとの適切な付き合い方等、家庭教育における新たな課題が指摘されており、家庭教育だけで子どもたちを育てることが難しい社会となっています。
- 家庭は青少年にとって居場所の1つです。その家庭のあり方が多様化しています。また、コロナ禍において家庭で過ごす機会が増えて家庭のあり方について見直す必要があります。

◇施策の方向性

- ・親としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」⁴¹、我が子だけでなくよその子・よその親・学校・地域等との関係性も考える「親学プログラム2」による参加型研修や、親学プログラムの考え方を活かした活動等の普及に努め、家庭教育力の向上を図ります。
- ・家庭の絆を深めるために、家族がともに過ごす毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」運動を学校や職場等との連携や地域の協力のもとに幅広く展開していきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
71	○幼児教育総合推進事業（再掲） ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（再掲）	71	○青少年を健やかに育む意識向上事業 （県民運動推進事業）

施 策 ③ 地域と連携した学校づくりの推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 地域人材の活用による学習・体験活動の促進
- 家庭・地域と連携・協働した学校運営の促進
- 地域学校協働活動の推進体制の整備

◇施策の目的

○保護者を含めた地域の人材や施設の活用を進めるとともに、家庭や地域に対して学校の情報を提供するなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。

◇現状と課題

- ・県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用し、9年間を通じた系統的・発展的なふるさと教育が実施されています。引き続き学校・家庭・地域が連携してふるさと教育を推進する体制を整えていく必要があります。
- ・多くの地域住民の参画を得て、地域総がかりで子どもたちを育む気運が高まっている一方で、地域によっては事業間の総合化・ネットワーク化が進んでいなかったり、活動をコーディネートする人材の養成・育成が進んでいなかったりする実態があります。
- ・今後の急激な社会の変化に対応するために、学校と地域が連携し、「社会に開かれた教育課程」⁴²の実施が重要であり、小・中学校では「コミュニティースクール構想」⁴³などが市町村主導で取り組まれています。高等学校でも、学校と地域の協働による学びの深化を推進しているますが、学校と地域との協働、「高校魅力化コンソーシアム」⁴⁴ 構築の意義や理念が学校内外で共有できていない状況が見られます。

41 【親学プログラム】 家庭教育支援を行う人が、主に就学前の乳幼児から中学生の親を対象に、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すための学習プログラム

42 【社会に開かれた教育課程】 よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと

43 【コミュニティースクール構想】 学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めること

44 【高校魅力化コンソーシアム】 地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を実現するために、地域や市町村、小・中学校、社会教育機関、地元企業等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制

◇施策の方向性

- 子どもたちの地域への愛着や誇りを培うとともに、確かな学力や実行力を育む「ふるさと教育」の更なる推進のために、学校教育と社会教育の一層の連携、地域社会の基盤強化等を図ります。
- 幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てていく活動への支援を通して、地域総がかりで子どもを育む体制づくりを図ります。
- 県では、説明会や伴走により、高校や地域における高校魅力化コンソーシアムや探究学習への理解を深め、学校と地域の協働による学びの深化を図る取組の推進を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
71	○ふるさと教育推進事業（再掲）	72	○教育魅力化人づくり推進事業（再掲）
72	○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（再掲）		

施 策 ④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 青少年育成県民運動の推進
- 青少年育成活動の活性化と指導者の育成

◇施策の目的

○青少年育成機関・団体等、地域の様々な主体が連携し、青少年育成を推進します。

◇現状と課題

- 島根県でも地域の関係が希薄になり、地域全体で青少年を育む意識が低くなってきています。より良い青少年育成を目指めざしている青少年育成県民運動について知られていない現状があります。また、青少年のネットワーク形成が必要です。
- 青少年が主体的に活動し、社会に参画するためには、アドバイスなどをする指導者の存在が不可欠です。青少年の育成を行っている団体等では、高齢化や人材不足が見られ、指導者が不足しています。

◇施策の方向性

- 青少年の健全育成をめざし、幼児期からのふるまい向上を図るとともに、青少年健全育成県民運動の推進母体である「青少年育成島根県民会議」の取組を支援し、県民総ぐるみの運動を推進します。
- 地域の青少年育成団体の活動についての情報を共有化し、各団体の活動を広げるとともに、研修等を通じた指導者の育成に取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
72	○青少年を健やかに育む意識向上事業（健全育成広報啓発事業）（再掲） ○青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）（再掲）	72	○幼児教育総合推進事業（再掲） ○子ども・若者育成推進サポーター事業

施 策 ⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 優れた青少年育成活動事例の収集・表彰の実施
- 県立社会教育研修センター⁴⁵における指導者養成・育成機能の充実
- 地域学校協働活動の推進体制の整備
- 企業の青少年育成活動の推進
- 体験活動支援者の養成・育成機能の充実
- 企業の学校教育への理解の促進
- 地域の特性を活かした体験活動・交流機会の促進
- 青少年の自主性・社会性を培う活動への支援
- 読書習慣の確立に向けた環境整備の推進

◇施策の目的

- 学びや実践活動の支援や活動のコーディネートをする人材等、地域における人づくりを担う人材の育成をめざします。
- 学校・家庭・地域の連携・協働による地域総がかりで子どもを育む体制づくりを推進します。
- 高齢者等の様々な知恵や豊かな経験を活かし、地域の子どもの始め子育て家庭や学校に積極的に関わり、支援していきます。
- 子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組の促進を図ります。
- 青少年育成や地域活動を行う青少年団体や地域活動、企業などを応援し、ネットワーク化を図ります。

◇現状と課題

- ・ 県内には地域に根ざした青少年育成団体や地域活動団体などがあります。それらの団体を把握し、活動や取組を県内に広報し、県民全体で青少年育成を行う気運を醸成する必要があります。
- ・ 地域における人づくりを担う人材育成を一層推進する必要があります。
- ・ 職場を離れにくいなどの理由により、離島・中山間地域を始めとする社会教育の担い手が少ない地域からの研修への参加者数が減少しています。
- ・ 多くの地域住民の参画を得て、地域総がかりで子どもたちを育む気運が高まっている一方で、地域によっては事業間の総合化・ネットワーク化が進んでいなかったり、活動をコーディネートする人材の養成・育成が進んでいなかったりする実態があります。
- ・ 島根の教育資源を活かした体験活動の普及・啓発を図るため、体験活動等を支援する人材の養成・育成を充実させる必要があります。
- ・ 「市町村老人クラブ連合会」の活動支援を通じた高齢者の社会参加の促進を図っていますが、老人クラブ数・会員数の減少により活動が衰退しています。
- ・ 学校司書等の公立小中学校と県立学校への配置等により、子どもたちの読書環境の整備は進んでいるものの、読書習慣を表す指標は改善されていない状況であり、一層の環境整備が必要です。
- ・ 企業も地域の一員です。地域社会に貢献するという社会的使命において青少年の健全育成や非行防止などの取組を推進していく必要があります。

45 【県立社会教育研修センター】 「地域力」の醸成に資する「社会教育指導者・担当者（市町村社会教育担当者・公民館職員等）及び社会教育に関わる方」の育成を担う研修センター

- ・幼児期から地域の「ひと・もの・こと」と関わりながら、地域への愛着や地域貢献意識、勤労観を高める教育活動を行っています。職場体験やインターンシップにおいても、地域の様々な企業等の受け入れにより実施されていますが、活動の目的の共有化が図れず、体験が目的となっていることが課題と考えられます。
- ・県内にも主体的に活動を行う青少年団体があります。しかし、青少年だけで継続して活動していくことは難しい面があります。青少年団体を支援したり、青少年団体がお互いの活動を知り、ネットワークを広げ、継続的に活動できるようにしたりすることが大切です。

◇施策の方向性

- ・青少年育成団体などが、連携して青少年の育成ができるように事例の収集やネットワーク化を行います。また、特に優れた青少年団体や地域活動などに対して表彰し、周知します。
- ・「県立社会教育研修センター」において、住民の学びや実践活動を支援する指導者の育成を推進します。またオンライン研修の実施と学習コンテンツの配信、集合型とオンライン型を合わせたハイブリット型研修の実施や伴走型研修の積極的な実施を進めるとともに、情報提供や相談対応等の取組を行います。
- ・幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てていく活動への支援を通して、地域総がかりで子どもを育てる体制づくりを図ります。
- ・「青少年の家『サン・レイク』」や「少年自然の家」において、体験活動等の支援者や利用団体の指導者に対し、支援に必要な知識やスキルの向上に資する研修を実施します。また、地域で行われる体験活動の支援を行います。
- ・広報・啓発等を通じて、より多くの高齢者の参加を促すことにより、老人クラブ活動の活性化を図ります。
- ・学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に資する環境整備を推進します。
- ・企業が、青少年の健全育成や非行防止、地域住民の生涯学習の推進に向けた取組が進められるように、「青少年育成島根県民会議」の取組を広報し、賛同していただき、事業主や雇用者等に対して青少年育成を啓発していきます。
- ・今後、県内外の職場体験やインターンシップの優良実践を研究し、児童・生徒の勤労観・職業観を始めとするキャリアのより良い形成のために必要な、学校と企業の取組について明確にし、他部局、民間企業との連携を図りながら、効果的な職場体験等の実施への支援を行います。
- ・青少年が主体的に活動できる場を提供し、自発性や創造性を尊重しながら青少年の自主性や社会性を育てる活動を推進します。また、青少年に対する支援を同世代の青少年が行うなど、青少年自身のネットワークの形成や強化のための情報提供などの支援を行います。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
72	○青少年を健やかに育む意識向上事業 (県民運動推進事業) (再掲) ○社会教育総合推進事業優良少年団体表彰 ○青少年文化活動推進事業	73	○社会教育研修センター事業 ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 (再掲) ○青少年の家事業 (再掲)

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
73	○少年自然の家事業（再掲） ○ふるさと教育推進事業（再掲） ○市町村老人クラブ連合会助成事業	73	○図書館事業（再掲） ○子ども読書活動推進事業（再掲）

基本施策 6 社会環境健全化の推進【環境整備】

施策 ① 安全安心な地域づくりの推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 通学路等の防犯環境整備
- 地域住民と連携した未然防止対策
- 声かけ、つきまとい事案等の早期解決

◇施策の目的

○通学路等の安全点検等を通じて、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを進めます。

◇現状と課題

- ・学校や通学路における安全を確保するための指針を定めるとともに、地域全体で通学路等の安全点検を行うことにより危険箇所の把握に努めていますが、危険箇所が多く態様もさまざまであり、解消に向けた取組が課題です。
- ・地域ボランティア等による見守り活動等のほか、「みこびー安全メール」⁴⁶による不審者情報の配信等により、子どもの安全確保に努めていますが、社会全体として子どもの安全確保に向けた気運を高めるため、さらなる登録の促進が必要です。
- ・声かけ、つきまとい事案に対しては、行為者を早期に特定し、検挙または指導・警告措置を講じることで、さらなる被害の未然防止を必要とします。

◇施策の方向性

- ・学校や通学路における安全を確保するための指針を参考にし、通学路等の安全点検や防犯灯・防犯カメラの設置を促進する等、防犯環境の整備を進めることで、子どもが犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- ・子どもの見守りについて、家庭・学校・地域を挙げて取り組む気運を醸成します。特に、PTA等を通じて一般保護者を中心に「みこびー安全メール」の登録を促進するとともに、県警HPや各警察署による広報により、地域住民への情報提供をタイムリーに行い、自主防犯意識を高めます。
- ・行為者を早期に特定し、検挙または指導・警告等の措置を図ることで、被害の拡大を防ぐと共に、被害者や地域住民の不安を取り除き、安全な地域づくりに努めます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
73	○学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針	74	○子ども、女性の安全対策の推進
74	○通学路における防犯対策		

46 【みこびー安全メール】 声かけやつきまといなどの子どもに対する犯罪の前兆事案や強盗などの凶悪事件、特殊詐欺事件などの発生情報について島根県警察が配信しているメール

施策② 有害環境の浄化対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 有害環境浄化に向けた地域住民の意識の醸成
- 違法営業の取り締り等
- 未成年者に飲酒・喫煙をさせないための取組

◇施策の目的

- 地域社会全体で、子どもの健全育成に理解を深め、有害環境の浄化活動に協力する気運を高めます。
- 風俗営業者等も地域社会の一員として、青少年の健全育成に貢献するための取組が進められるように啓発します。

◇現状と課題

- ・「島根県青少年の健全な育成に関する条例」⁴⁷に基づく立入調査を通じ、条例の趣旨が事業者に浸透するための必要な助言指導を行う必要があると共に、青少年自身の規範意識の醸成や地域全体の有害環境浄化に向けた機運を高める取り組みが必要です。
- ・少年指導委員と行う風俗営業店への立入りを始め、条例に基づく関係機関等との立入調査、PTA やボランティア等とのパトロール等を通じて積極的に店舗等に立ち寄り、有害環境の有無をチェックすると共に、健全育成への協力を継続して要請していく必要があります。
- ・酒類・たばこの販売業者・提供者に対しては、20 歳未満の者への販売・提供をしないよう、理解と協力を求めています。

◇施策の方向性

- ・立入調査を継続して実施すると共に、地域における青少年育成ボランティアと連携した取り組みを継続します。
- ・各営業者に対しては、子どもたちの福祉を害することなく遵法営業に努めるよう、更に利用者にもわかりやすい表示の掲出等、具体的指導に努めます。違反営業実態を認知した場合、事件化等、所要の対応を行います。
- ・子どもたちや保護者に対して、非行防止教室や各種広報啓発の機会を通じて、成人年齢が18歳に引き下げられても、飲酒・喫煙については20歳まで認められないことを徹底指導する必要があります。また、違反を認知した場合、早急に行政指導や処分、事件化等、所要の対応を行います。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
74	○有害環境浄化に向けた地域住民の意識の醸成 ○健全な環境確保に向けた事業者への啓発	74	○たばこ対策（再掲）

⁴⁷【島根県青少年の健全な育成に関する条例】 少年を取り巻く環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とした条例

施 策 ③ インターネット等をめぐる問題対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 子どもに対するインターネットの適切な利用に関する啓発
- 地域社会全体への意識啓発
- 家庭におけるインターネットリテラシーの促進

◇施策の目的

- インターネット空間の中において、子どもが情報を的確に選択し、適切に取り扱うことのできる能力の育成をめざします。
- 違法有害な情報から子どもを守る為の取組を保護者や地域が連携して行うよう呼びかけていきます。

◇現状と課題

- ・SNS 等に起因する子どもの犯罪被害等が多く発生していることから、学校における情報モラル教室開催の際には、不適切な利用によって犯罪の被害やトラブルを招いた実例や、スマートフォン等を利用する際のルールとマナーについて説明した上で、正しく安全な利用についての理解を深める必要があります。
- ・SNS 等に起因する子どもの被害実態等について、保護者の認識が十分とは言えません。保護者への啓発を図ると共に、ルールづくりやフィルタリング、子どものインターネット利用管理等、ペアレンタルコントロールが重要です。PTA 活動やチラシ配布など、家庭だけでなく、地域全体で啓発する必要があります。

◇施策の方向性

- ・SNS 等に起因する自撮りや性被害、ゲーム依存や課金、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット空間における子どもたちの実態に着目し、具体的事例を交えるとともに、ルールやマナー、思いやりや命の尊さ等、自ら考え自らを守る力を育みます。
- ・保護者に対して、SNS に起因する子どもの犯罪被害や子ども自身が加害者にもなっている実情について訴えることで、ネットトラブルから子どもを守る意識を高めます。PTA と連携したネットモラル教室の実施、街頭キャンペーンやHP 広告などあらゆる機会を通じ、地域に根ざした広報啓発に取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
74	○子どもに対するインターネットの適切な利用に関する教育（再掲） ○地域社会全体への意識啓発	74	○家庭におけるインターネットリテラシー教育、ペアレンタルコントロールの促進（再掲）